

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四国中央市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

四国中央市長

公表日

令和8年8月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法に基づく以下の事務 1. 保護の決定及び実施等 2. 就労自立給付金の支給 3. 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 医療扶助のオンライン資格確認に関する以下の事務 1. 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 2. 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 3. 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 4. 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※2. ～4. は社会保険診療報酬支払基金へ委託
③システムの名称	1. 生活保護業務システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 統合専用端末 5. 医療保険者等向け中間サーバー、ガバメントクラウド等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル、扶養義務者情報ファイル、支給情報ファイル、医療扶助資格ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二（第四欄に「生活保護関係情報」が含まれるもの） 第9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120項 番号法別表第二主務省令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二（第二欄（事務）が「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」となっているもの） 第26項 別表第二省令 第19条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	四国中央市総務部総務調整課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6002
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	四国中央市福祉部社会福祉課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6146

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	生活保護システムに対象者を登録する際には、4情報または住所を含む3情報による照会を行い、複数人での確認及び最終確認を行ったうえで、記録を残すことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	生活保護システムへのアクセスには、顔認証及びユーザーID、個別パスワードによって限定しており、端末ログインには多要素認証を行なっている。 また、年度ごとにアクセス可能な職員の名簿を作成し、アクセス権限の適切な管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	I－5－②所属	生活福祉課長 大西 賢治	課長	事後	
令和1年6月14日	I－7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	四国中央市総務部総務課	四国中央市総務部総務調整課	事後	
令和1年6月14日	II－11いつの時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年6月14日	II－2いつの時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年6月14日	IV－1提出する特定個人情報保護評価書の種類	－	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－2特定個人情報の入手	－	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－3特定個人情報の使用	－	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－5特定個人情報の提供・移転	－	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－6情報提供ネットワークシステムとの接続(入手)	－	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－6情報提供ネットワークシステムとの接続(提供)	－	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－7特定個人情報の保管・消去	－	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－9従業者に対する教育・啓発	－	十分に行っている	事後	
令和2年4月30日	II－11いつの時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年4月30日	II－2いつの時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	II－11いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	II－2いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	IV－8監査	－	内部監査	事後	
令和5年10月13日	I－1－②事務の概要	生活保護法に基づく以下の事務 1. 保護の決定及び実施等	生活保護法に基づく以下の事務 1. 保護の決定及び実施等	事前	
令和5年10月13日	I－1－③システムの名称	1. 生活保護業務システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 生活保護業務システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 統合専用端	事前	
令和5年10月13日	I－2特定個人情報ファイル名	生活保護受給者情報ファイル、扶養義務者情報ファイル、支給情報ファイル (情報提供の根拠)	生活保護受給者情報ファイル、扶養義務者情報ファイル、支給情報ファイル、医療扶助資格 (情報提供の根拠)	事前	
令和5年10月13日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の	番号法第19条第8号 別表第二(第四欄)に「生	事後	
令和5年10月13日	II－1評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和5年10月13日	II－11いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年10月13日	II－2いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年10月13日	IV－4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か【十分である】	事後	
令和7年12月1日	I－1－③システムの名称	1. 生活保護業務システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 統合専用端末 5. 医療保険者等向け中間サーバー	1. 生活保護業務システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 統合専用端末 5. 医療保険者等向け中間サーバー、6. ガ	事後	
令和7年12月1日	IV－8人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	
令和7年12月1日	IV－8判断根拠	－	生活保護システムに対象者を登録する際には、4情報または住所を含む3情報による照会を行	事後	
令和7年12月1日	IV－11最も優先度が高いと考えられる施策	－	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年12月1日	IV－11当該対策は十分か【再掲】	－	十分である	事後	
令和7年12月1日	IV－11判断基準	－	生活保護システムへのアクセスには、顔認証及びユーザーID、個別パスワードによって限定し	事後	
令和8年4月1日	I-5評価実施機関における担当部署	福祉部生活福祉課	福祉部社会福祉課	事後	
令和8年4月1日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	福祉部生活福祉課	福祉部社会福祉課	事後	
令和8年4月1日	II－11いつの時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	
令和8年4月1日	II－1いつの時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	